

討 論

2013年10月3日

森脇久紀

私は、本議会に提案された議案1件、請願3件、陳情12件について、委員長報告の通り決することに反対し、その主なものについて意見を述べさせていただきます。

まず、条例案件の議第92号「岡山県子ども・子育て会議条例」についてです。

民主党政権下で提案された「子ども・子育て新システム」に対し、平成22年11月定例岡山県議会において、「今後の保育制度改革に関する意見書」を可決しました。

抜粋しながら少し読んでみます。

「政府は、平成22年6月29日に少子化社会対策会議において、保育所・幼稚園・認定こども園などを盛り込んだ『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』を決定」「この新システムにおいては、こども園（仮称）と契約を結ぶのは保護者の自己責任となり、市町村の保育実施義務が縮小されるなど、児童福祉法で定める国や市町村の保育に対する実施義務である公的責任を後退させるものである」「保護者の負担増大が懸念される」「株式会社等多様な事業者の参入推進等は、保育、教育を競争社会のなかで産業化することにつながりかねない」と指摘し、4点を要望しました。

- 1 保育所の最低基準を国の責任で全国一律に維持すること
- 2 保育所における市場原理に基づく直接契約・直接補助制度については、国および市町村の保育に対する責任を大幅に後退させることから、その導入をおこなわないこと
- 3 民間保育所に対する運営費の支弁については、安定的な運営を確保するため、月額単価制度を維持すること
- 4 必要な地域に認可保育所の整備が可能となるよう、国の責任において財源を確保し、待機児童の解消をはかること

さらに、平成23年9月議会でも、政府が平成23年7月29日の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、「早期に所要の法律案を国会に提出する」方針を示したことに對し、「『子ども・子育て新システム』の撤回を求める意見書」を可決しました。いずれの意見書も、当時の政府が進めようとしていた保育制度改革の問題点を的確に指摘したものでした。

さて、今議会に提案されている議第92号「岡山県子ども・子育て会議条例」は、昨年8月10日に成立した「子ども・子育て支援法」にもとづくものです。「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連法」の法制化にあたっては、保育関係者をはじめとする広範な国民の運動も反映し、一定の修正が加えられました。しかし、先ほど読み上げた意見書で指摘された問題点が解決されたかと言えば、決してそうはなっておりません。逆に「待機児解消」に名を借りて、企業の参入をすすめ、保育をもうけの対象にする方向、国・自治体の責任を放棄する方向

はより強くなってさえいます。さらに加えて、保育制度についても、消費税増税と一体のものとし、社会保障の全面改悪を盛り込んだ「社会保障制度改革国民会議」のプログラムに位置づけられました。

「手塩にかけた子育て」という言葉のとおり、質が確保された保育の場に子どもを託したいというのが保護者の願いです。しかし、一連の保育制度改革はそれに真っ向から反するものです。私どもは、そういう国の悪政に断固反対する立場から、議第92号に反対を表明します。

次は、請願第26号「国に対して最低賃金引き上げ、中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求めることについて」です。

日本経済は「デフレ不況」とよばれる深刻な状況にあります。その最大の原因は、国民の所得が減らされ続けてきたことにあります。いまや年収200万円未満の労働者が4人に1人、1000万人をこえる異常な事態です。

労働者がまともな生活ができるようにするためにも、また、労働者全体の賃金を底支えするためにも、最低賃金の引き上げが必要です。職場・地域の運動と世論の広がりの中、2007年に最低賃金法が39年ぶりに改定されました。改定最賃法では、最賃決定基準として、生計費とかかわって憲法25条の生存権規定が盛り込まれました。この改定にふさわしい最低賃金の大幅引き上げをおこなうことは、政治の責任です。中小企業に対しては、手厚い支援をはかりながら、「すみやかに時給1000円以上への引き上げ」は、最低限かつ最優先の課題だと、私どもは考えます。よって、委員長報告では「不採択」とされた請願第26条の採択を求めます。

次に、陳情第92号「TPP交渉からの撤退を要求する意見書提出を求めることについて」です。安倍首相は今年3月のTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加表明に続き、4月12日のアメリカとの事前協議「合意」を経て、4月下旬には交渉参加11カ国すべての同意をとりつけるなど、交渉参加への道をしゃにむに突き進んでいます。

この間の経過を通じて、「TPP断固反対」という選挙公約など、首相はじめ政府与党の言い分はすべて崩れ去っています。2月の日米共同声明において、すべての関税を撤廃するという「TPPのアウトライン」を確認したように、「聖域なき関税撤廃ではない」という根拠も崩れました。政府は「交渉で頑張れば国益は守れる」と言っていましたが、米国は、遅れて参加した日本は「実質的に交渉できる権利も時間も残されていない」と説明していることも明らかになりました。また「交渉に参加していないから内容がわからない。だから早く参加するんだ」とも述べていましたが、交渉に参加したら「守秘義務があるので説明できない」と、結局、情報開示もおこなわれなまま進められています。結局、この間、明らかになったのは、関税をすべて撤廃し、国民の暮らしに関わるルールを「非関税障壁」として撤廃・削減するTPP交渉の危険性、アメリカのいうままに譲歩を重ね、日本を丸ごと売り渡しかねない安倍内閣の「亡国」的な姿勢だと思えます。

2010年秋以来、「国のかたち」を一変させるとして国政を揺るがしてきたTPP問題は、いま、新たな重大な局面を迎えています。日本の国益を守る道は、政府がただちにTPP交渉から撤退する以外にありません。したがって、陳情第92号の採択を求めます。

なお、TPP交渉に関する陳情第93号および意見書案の発議第6号は、いずれもTPP交渉に

あたつての条件を求めるものです。あくまでも「ただちに撤退すべき」というのが私たちの思いではありますが、陳情提出者の藁をもすがる思いをくみとり、陳情第93号およびそれにもとづいた意見書案にも賛成いたします。